



は し が き

医学の進歩とともに平均寿命も延び、世界一の長寿国といわれて久しく、生活水準もますます上昇する反面、生活習慣病の増加や核家族化によるお年寄りの介護の問題は深刻化しております。平成12年度より介護保険制度が施行されて、ようやく高齢者の介護は地域ぐるみで取り組むことになりました。

介護保険制度により医療療養病床、老人保健施設、介護福祉施設など、また介護支援センターや訪問看護ステーションは、地域の中に溶け込んで活躍し始めております。21世紀は「看護、介護の時代」といわれておりますが、民間病院の実態はまさにそのとおりであり、生活の自立ができない高齢者や病気の後遺症で、障害を残した人々の介護は、看護師、看護補助者が中心になって、高齢者のQOLを高め、ケアの質の向上を図るべく努力をしなければなりません。

『医療現場入門』は、1996年の初版より、看護補助者研修会でも好評を得ておりますが、看護補助者の皆様や、研修会などにお役に立てれば幸いですと考えております。

1996年 4 月

千葉県民間病院協会 看護師長会会長 狩野 浩子
(柏戸病院 看護部長)

改訂9版発行にあたって

千葉県民間病院協会では1995年から毎年看護補助者研修会を開催しております。

私たち看護管理者の思いは、千葉県の民間病院の医療の質の向上を図るために、医師、看護職だけでなく、看護補助者の教育は欠かせないという思いで年2、3回の研修が始められたと伺っています。又、この看護補助者のための医療現場入門も改訂9版目となりました。医療の現場で働く上で必要な事が盛りだくさん書かれています。看護管理者の方々協力し作成しました。いつでも手に取って仕事に活用して頂きたいと思います。

現在の医療はチームで患者様やご家族へ関わる事が当たり前の時代です。それぞれの職種が専門職の知識や技術を出し合い、より良い医療ケアの提供を行う事が求められています。看護補助者の方の一人ひとりが自己を成長させながら生涯学ぶ姿勢を忘れずプロ意識を持って仕事をしていってほしいと思います。この方に会えて良かったと思われる人に成長して行って下さい。

一般社団法人 千葉県民間病院協会

看護管理者会会長 伊藤 恵美

(公益財団法人日産厚生会 佐倉厚生園病院 看護部長)

看護・介護部門における 看護補助者の役割分担

① 病院とは

「病院」とは、医師または歯科医師が、公衆または特定多数人のため、医業または歯科医業をなす場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ運営されるものでなければならない。

「診療所」とは、医師または歯科医師が、公衆または特定多数人のため、医業または歯科医業をなす場所であって、患者を入院させるための施設を有しないものまたは19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

(1) 病院の目的

- ① 診断、治療、看護を行う
- ② 医学の研究
- ③ 教育訓練
- ④ 公衆衛生

(2) 病院の使命

病院は、医療を社会に提供する「場」であり、人の健康にかかわ

る全過程に対して科学的に支援する。つまり、医療の専門家が優れた医療技術をもって患者を治療し、人々が心身ともに健康で豊かな生活が営めるようにする場である。医療の主役は患者・地域住民であり、その個人的・社会的ニーズを先取りして的確に応じることが病院の使命である。

すなわち、個人的ニーズとしての、

- ① 健康を保持し、より増進したいというニーズに対しては、「病気の予防や健康教育を実施する」
- ② 病気になっているか否か、病気であればそれはどのような病気で、どのような治療が必要で、その後はどのようなようになるのかに対しては、「正確な診断とその情報を的確に患者に伝え理解を得る」
- ③ 適切な治療を受けて早く元気になりたいという患者のニーズに対しては、「早期に適切な医療を実施する」
- ④ 病気が治ったら、健康体で早く社会に復帰したいという患者のニーズに対しては、「社会復帰に向けてのリハビリテーションを実施する」

などの使命がある。

また社会的ニーズとしての、

- ① 地域住民の疾病による生産性能力低下を防止したい、健康に恵まれた地域社会をつくりたいというニーズに対しては、「健康管理・衛生医療を向上させる」
- ② 救急を要する疾病・災害から地域住民を守るというニーズに対しては「救急医療を充実させる」
- ③ 疾病・災害による地域住民の生活困窮を援助するというニーズに対しては「社会福祉の充実のために貢献する」

などの使命がある。

(3) 病院の組織

- 病院の組織とは
- 組織人であることの自覚

(4) 病院の諸規則

- 入院患者規則
- 職員就業規則

(5) 病院の経済

② 看護師と看護補助者との関係

医療を取り巻く環境の変化と看護補助者の役割の増大

近年、医療機関において、看護師・准看護師の資格を有しない者（無資格者）が、看護助手として看護に従事することが増えてきており、多くの医療機関では「看護助手」とよばれている。以前は、看護学校に通う学生が、就学の合間に自身の勉強をかねて看護師の手伝いをするということが多く、医療機関にとっては、臨時的・付加的なものにすぎない存在であったが、近年は、医療機関が恒常的に一定数の看護助手を抱えて看護に従事させるということも珍しくなく、背景としてはさまざまな理由が存在するが、医療機関が患者に対して適切な医療サービスを提供するためには、有資格者だけでは必ずしも十分ではなく看護補助者（看護助手）の存在とその協力が不可欠とされているということである。

看護師と看護補助者（有資格者と無資格者）とが、適切な役割分担のもと相互に協力し補完し合ってはじめて、適切な医療サービスを提供することができる。したがって、医療機関が適切な看護態勢を構築するにあたっては、看護師だけではなく看護補助者に対して

- 1) どのような役割を与えるか
- 2) 与えた役割を全うしてもらうための仕組みづくり

を十分検討する必要がある。

看護補助者の法的地位と看護師の役割

- 看護師は保助看法（保健師・助産師・看護師法）第5条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくは褥婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 新看護体系より 看護補助者の定義

看護補助者は、看護師長および看護師の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事・清潔・排泄・入浴・移動など）のほか、病室内の環境整備・ベッドメイキング・看護用品および消耗品の整理整頓の業務を行う。

看護補助者というのは、その医療機関の内部における役職にすぎない。看護師・准看護師の資格を有しない以上、法的には、事務職員と同じで、看護補助者が看護学生であっても、基本的には同様であるが、無資格者であっても、医師または看護師の指揮命令下であれば「療養上の世話」「診療の補助」に関与しても違法とはならない余地があり、医師または看護師には、当該看護補助者が適切にそれらの業務を遂行することができるよう、指揮・監督すべき義務、指示・指導すべき義務がある。

③ 看護補助者の業務

(1) 身の回りの世話

環境整備・寝衣交換・おむつ交換・リネン類の交換・ベッドメイキング